

答申の概要

諮問第 147 号 通院患者リハビリテーション事業運営協議会に係る協議内容の非開示決定に係る異議申立て

件名	通院患者リハビリテーション事業運営協議会に係る協議内容の非開示決定に係る異議申立て
本件対象文書	平成 17 年 5 月 13 日（金）開催の通院患者リハビリテーション事業運営協議会結果の内、通院患者リハビリテーション事業新規申請協力事業所一覧の特定非営利活動法人 〃 に係る備考内容 平成 17 年 7 月 8 日（金）開催の通院患者リハビリテーション事業運営協議会結果の内、通院患者リハビリテーション事業新規申請協力事業所一覧の特定非営利活動法人 〃 に係る協議会意見内容
非開示理由	条例第 7 条第 3 号（事業活動情報） 第 5 号（審議・検討・協議情報）
実施機関	静岡県知事（精神保健福祉室）
諮問期日	平成 17 年 10 月 17 日
主な論点	特定の法人を不承認とした理由は、条例第 7 条第 3 号の事業活動情報に該当するか。 運営協議会の結果は、条例第 7 条第 5 号の審議・検討・協議情報に該当するか。
審査会の結論 静岡県知事が非開示とした通院患者リハビリテーション運営協議会の協議内容は、開示すべきである。	
審査会の判断 (1) 本件公文書の内容 本件公文書は、特定非営利活動法人 〃 が平成 17 年 4 月に行った協力事業所の登録申込みに対する平成 17 年 5 月 13 日開催の運営協議会及び当該法人が同年 6 月に行った登録申込みに対する同年 7 月 8 日開催の運営協議会についての審議結果を取りまとめたものである。当該公文書には、以下の情報が記載されている。 ア 法人の名称、不承認の記述 イ 代表者氏名、所在する市町名、管轄する保健所名 ウ 作業内容、作業者の受入可能人数 エ 不承認とした理由（平成 17 年 5 月 13 日開催分） オ 運営協議会の意見内容（平成 17 年 7 月 8 日開催分） (2) 条例第 7 条第 3 号ア該当性について ア 法人の名称、不承認の記述 当該法人は、特定非営利活動法人であり、その登記において明らかなように、精神障害者の地域での生活を促進していくために、社会資源の設立、運営及び社会参加に関する支援活動を行い、精神障害者福祉に寄与することを目的としている。 したがって、精神障害者の社会適応訓練を行うことは、設立の目的に合致し、何人も知	

り得るところであるから、当該法人の名称が公になっても権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

不承認の記述については、当該法人の評価に関する情報であり、公になると事業活動に支障を及ぼすおそれがあるとも考えられる。

しかし、当該法人は、特定非営利活動法人であり、精神障害者福祉を通じて公益の増進に寄与しようとするものであるが、行政機関等の補助金や寄付金を受けており、その活動を広く明らかにすることが望ましいといえる。さらに、積極的な情報開示を通じて公益性を有する法人の活動内容の透明性が高まることによって、当該法人の活動に対する地域住民の理解を深め、公益的活動の一層の発展が期待される。

したがって、自由競争の中で利益を得て配当することを目的とした営利法人と異なり、当該法人は、不承認の記述を開示しても、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

以上から、法人の名称及び不承認の記述については、条例第7条第3号アに該当しない。

イ 代表者氏名、所在する市町名、管轄する保健所名

代表者氏名及び所在する市町名は、登記によって公にされており、所在する市町名に応じて管轄する保健所名は明らかになるのであるから、当該情報は、条例第7条第3号アに該当しない。

ウ 作業内容、作業者の受入可能人数

当該情報は、協力事業所登録申込書に記載されたものであるが、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、条例第7条第3号アに該当しない。

エ 不承認とした理由（平成17年5月13日開催分）

本件の開示請求の対象となった法人は、精神障害者の地域での生活を促進していくために、社会資源の設立、運営及び社会参加に関する支援活動を行い、精神障害者福祉に寄与することを目的に設立された特定非営利活動法人であり、公益性の見地から透明性が図られる。

本件公文書に記載された不承認の理由は、いずれも特定非営利活動法人であるがゆえの小規模性、非営利性と結びついたものと考えられ、そのこと自体は当該法人が持つ固有の性質であり、不承認の理由が公にされても、直ちに権利利益を害するおそれがあるとはまではいえない。

したがって、当該情報は、条例第7条第3号アに該当しない。

オ 運営協議会の意見内容（平成17年7月8日開催分）

当該情報は、平成17年7月8日に開催された運営協議会における委員の質問及び意見である。登録の申込みを行った法人は、ここでの意見を基に不承認とされており、その性質はエの不承認とした理由と同様である。

したがって、当該情報を公にしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、条例第7条第3号アに該当しない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

静岡県通院患者リハビリテーション事業実施要綱によると、「協力事業所の登録又は変更に係る審査」及び「訓練対象者の決定又は変更に係る審査」について、知事は運営協議会に意

見を求めるものとされており、運営協議会では、協力事業所及び訓練対象者に関する情報について意見交換されるものである。通院患者リハビリテーション事業が精神障害者の社会適応訓練を行うものであることから、当該対象者の個人情報はいうまでもなく、協力事業所に関する情報の取扱いにも配慮が必要である。

しかし、本件公文書は、協力事業所に関する情報と運営協議会の意見内容から構成されており、訓練対象者に関する情報は含まれていない。また、協力事業所に関する情報は、先に条例第7条第3号の該当性において検討したとおり、非開示情報に該当しないため、公にすることにより、当該法人に不利益を及ぼすおそれがあるとはいえない。さらに、運営協議会委員の氏名は記載されておらず、公表もされていないことから、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえず、記載内容から不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえない。

したがって、本件公文書における審議内容は、条例第7条第5号に該当しない。